

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 防災危機管理局

3 監査の期間 令和4年4月18日（月）～令和4年6月3日（金）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 会計年度任用職員の通勤手当が誤支給となっているものがあった。

(防災危機管理局)

会計年度任用職員への誤支給については、前回は発見した不備事項である（前回は嘱託職員）。今後は、規則等を確認のうえ適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。

2. 契約事務

- ① 佐世保市戸別受信機コールセンター等業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。

(防災危機管理局)

契約事務の執行については、関係要綱等の内容を再確認し、適正な事務処理を行われたい。